

交通部觀光局推動境外郵輪來臺獎助要點

台灣 交通部觀光局

国外大型定期客船來台獎勵助成金プログラム

一、目的：交通部觀光局(以下簡稱本局)為積極爭取全球各地區國外郵輪搭載外籍及大陸地區(含香港及澳門)旅客來臺停靠，特訂定本要點。

一、目的：交通部觀光局(以下本局と称する)は、諸外国に向けた国外大型定期客船の外国籍及び中国大陸地区(香港及びマカオを含む)旅客の台湾への停泊誘致を目的として本プログラムを定める。

二、獎助對象：指經外國主管機關立案認定可經營載運旅客之國外及大陸地區(含香港及澳門)郵輪公司。

二、獎勵助成金の対象：国外主管機關が認可した外国籍及び中国大陸(香港及びマカオを含む)の大型定期客船会社。

三、本要點所稱郵輪及郵輪旅客定義如下：

三、本プログラムは、大型定期客船及び客船旅客に対しての定義を以下とする。

(一) 郵輪：係指其航程及沿途目的地與船上設施皆為提供遊樂之由國外及大陸地區(含香港及澳門)郵輪搭載旅客從境外港口來臺停靠旅遊。

(一) 大型定期客船の定義：航路及び途中寄港地、船上施設の全てが娯楽を提供するもので、旅客を載せた外国及び中国大陸地区(香港及びマカオを含む)の大型定期客船が旅行を目的に国外の港から台湾へ停泊する客船とする。

(二) 郵輪旅客：指搭乘該郵輪之外籍及大陸地區(含香港及澳門)旅客，不包含船員、工作人員及中華民國籍旅客。

- (二) 大型定期客船旅客の定義：当該大型定期客船に乗船する外国籍及び中国大陸地区（香港及びマカオを含む）の旅客とする。なお、船員、船上スタッフ及び中華民国の旅客は含まない。

四、 奨助条件及基準：

四、 奨励助成金の条件及び基準：

- (一) 國外郵輪來臺停靠一個港口以上者，以一航次論；同一郵輪公司申請奨助一年(以當年四月一日至次年三月三十一日為一年計)共計以十五航次為限。

- (一) 国外大型定期客船は台湾内における寄港がひとつ以上の港に停泊した場合においても一航海とする。同一大型定期客船運航会社による奨励助成金申請は、一年度あたり（当年4月1日~翌年3月31日までの一年間を指す）計15航路までを限度とする。

- (二) 停靠臺灣超過十二小時，每航次最高奨助一萬五千美金；停靠十二小時以下，每航次最高七千五百美金。

- (二) 台湾での停泊が12時間を超える場合、助成限度額は一航海につき、15,000米ドルまでとする。台湾での停泊が12時間以内の場合、助成限度額は一航海につき、7,500米ドルまでとする。

- (三) 奨助航次不包含企業或旅行社或以其他形式包船來臺之航次，且不得與本局所提供之其他奨助或促銷方案重複申請。

- (三) 奨励助成金対象の航海は、企業、旅行会社、またはその他のチャーター船による来台航海を含まない。また、本局が提供する他の助成プログラムまたは販売促進プログラムなどとの併用申請はできない。

(四) 獎助款項限用於境外行銷規劃及產品發展支出。

(四) 獎助助成金は、国外のマーケティング計画及び商品開発の用途支出に限り使用することとする。

(五) 申請本獎助之郵輪航次應於中華民國一百零六年三月三十一日前完成停靠臺灣港口航程。

(五) 本獎助助成金を申請する大型定期客船の航海は、2017年(民国106年)3月31日までに台湾の港での停泊を終了しなければならない。

前項第四款所稱之行銷規劃及產品發展係指廣告、參加旅展、商展行銷、促銷活動、媒體或業者熟悉之旅、主題郵輪行程或其他經本局同意之用途。

前条第4項に定めるマーケティング計画及び商品開発とは、広告、旅行展示会への参加、展示会マーケティング、販売促進プロモーション、メディアまたは業者の熟知する旅、大型定期客船テーマ旅行、その他本局が同意した用途を指す。

五、申請及審査程序：

五、申請及び審査の手順：

(一) 郵輪公司入出臺灣港口相關申請作業應遵守我國商港法、航業法、船舶法及相關子法規定辦理。

(一) 大型定期客船運航会社は、台湾への入出港関連手続きの申請について、台湾における商港規定、海事法及び船舶法及び関連規定に基づき処理する。

(二) 申請獎助可由郵輪公司(含其分公司)或其船務代理公司提出，並應於郵輪該航次首度停靠臺灣港口至少二個月前提出申請表(如附件一)及完整相關文件，送本局駐外辦事處(以郵輪公司所在地或郵

輪停靠港所在地之辦事處或其鄰近辦事處)轉本局審核。申請截止日期為中華民國一百零六年一月三十一日。

(二) 奨励助成金の申請は、大型定期客船運航会社(その子会社を含む) 或いはその船舶運営取扱代理店を通じて提出し、台湾の港に最初に停泊する2か月前までに申請表(別紙1参照)と関連書類を、本局の海外駐在事務所(大型定期客船会の所在地或いは停泊する港の所在地の管轄事務所)に提出後、本局が審査する。申請期限は、2017年(民国106年)1月31日までとする。

(三) 本要點修正生效日起二個月内、於郵輪該航次首度停靠臺灣港口一星期前提出申請者、不受前款申請期限之限制。

(三) 本プログラム修正の発効日から2か月以内、大型定期客船が台湾の港に最初に停泊する1週間前までに申請した者については、前項の定める申請期限は適用されない。

(四) 本局駐外辦事處應就申請案之內容(含郵輪之船籍、航程、預定停靠時間、預定郵輪旅客數、奨助款項之用途等資料)初步審查。符合規定者、陳報本局核定。

(四) 本局の海外駐在事務所において初期審査として申請案の内容(大型定期客船籍、海路、停泊予定時間、乗船旅客予定人数、助成金の用途などの提出資料)を精査する。提出書類に不備がなく規定に適した場合は、本局へ正式に提出し査定する。

六、經費來源：本要點奨助所需經費由本局觀光發展基金編列預算支應，並採先申請先保留方式，當年預算額度用罄後即不受理申請。

六、經費の出所について：本プログラムにおける奨励助成金の經費は、本局觀

光発展基金予算より捻出される。経費は申請の先着順に確保され、当年の予算枠に達した場合は、申請の受付を終了する。

七、経費結報請撥程序：

七、経費報告と支払いについて：

(一) 受奨助者應於計畫執行完成後一個月內(停靠臺灣港口航程完成後起算)提出申請(如附件二)。

(一)奨励助成金の受領者は計画実施後1か月以内(台湾の港停泊完了から起算)に実施報告申請書類(別紙2参照)を提出すること。

(二) 申請文件應檢附郵輪公司領據正本、郵輪公司或船務代理業者提供確認之成果資料(包括抵離港口時間、郵輪旅客分析資料、郵輪航線資料、依第四點第四款申請之奨助項目樣本及其支出憑證或其他可證明支出項目及金額文件)、報請本局駐外辦事處彙整審查後再送本局複審無誤後核撥。

(二)申請書類には、大型定期客船会社が発行した領収書原本と、大型定期客船会社または船舶代理店が提出する正確な成果報告資料(入港・出港時間、客船旅客の分析資料、大型定期客船の航路資料、第4条第4項の申請助成金項目に係るサンプル及びその支出証明書或いはその他の証明可能な支出項目及び金額の書類)を添えて、本局の海外駐外事務所に提出し、各書類内容の審査後、本局で再審査を行い、不備などなければ助成金を交付する。

(三) 核撥奨助金額以實際停靠時間計算，且不逾依第四點第四款申請之奨助項目實際支出金額，直接匯撥於郵輪公司所提供之美金帳戶。

(三)奨励助成交付金は、実際の停泊時間で計算する。なお、第四条第四項の申請助成金項目における実際の支出金額を超えてはならない。

また助成交付金は、直接大型定期客船会社が指定した米ドル口座に
為替送金する。

八、受奨助者未依第五點或第七點規定期限內提出申請並 提供完整資料者，均不予受理。

八、奨励助成金受領者の申請が第五条或いは第七条に定める提出期限を過ぎた
場合、及び書類に不備があった場合は、いずれも受理しないものとする。

九、督導及考核：本局駐外辦事處應就郵輪奨助申請案負督 導責任，除就奨助對象發生下列情事進行考核外，並得 對該奨助對象停止奨助一年：

九、指導及び審査：本局海外駐在事務所は、大型定期客船の奨励助成金申請に
ついて指導責任を負い、奨励助成金対象者に以下の行為が発覚した場合は、
奨励助成金の支払いを一年間停止する。

(一) 虚報、浮報停靠港口時間，應繳回該部分奨助經費。

(一) 虚偽報告や停泊時間の過大計上等粉飾が発覚した場合は、虚偽内
容の奨励助成金を返還しなければならない。

(二) 實際停靠港口時間低於原申請停靠港口時間百分之 七十以下，由應核撥奨助金額扣減百分之五以激勵 達成目標。

(二) 実際に停泊した時間が、申請時に記載した予定停泊時間の70%を下
回った場合は、目標達成の激励として、助成交付金から5%の減額
とする。